

[佐々町]

建設工事指名審査委員会規程

佐々町建設工事指名審査委員会

建設工事指名審査委員会規程

(設置)

第1条 建設工事の入札参加資格者の格付及び建設工事の入札参加者の指名並びに指名停止処分等を厳正かつ公平に行い工事の適正なる施行を図るため、建設工事指名審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は副町長、総務理事、事業理事、総務、建設、農林水産の各課長並びに水道課長をもって組織する。ただし、当該課長が兼務のときはその課の参事を出席させることができる。

2 前項に規定する委員の人員配置が無い場合は、当該職を委員の定数から除外する。

3 建設課長の次席の者を庶務担当として出席させることができる。

(運営)

第3条 委員長は、委員会を総理する。

2 委員会の委員長は、副町長をもって充て、委員長が不在又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

4 委員会は必要があるときは、その都度開催する。

5 委員会に付議する事項の説明は主務課長が行う。ただし、課長不在の場合は、主務課員が代理する。

6 委員長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回り会議に付し、決定することができる。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、次の事項について審査を行う。

(1) 入札参加資格の格付

(2) 一件の工事費（請負に付する額）200万円を超える工事並びに異例と見られる工事の入札参加者の指名

(3) 別に定める指名停止内規に基づく入札参加者の指名停止処分

(4) その他重要と認められる事項

(秘密の保持)

第5条 委員会の議事は公開しない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は建設課において処理する。

(準用)

第7条 工事用材料及び物品購入並びに委託業務等にかかる業者選定についても、この規程に準じる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年１０月１日から施行する。